

平成21年度町田市教育委員会

第9回定例会会議録

- 1、開催日 平成21年（2009年）12月18日
- 2、開催場所 第三、第四会議室
- 3、出席委員
- |     |   |      |
|-----|---|------|
| 委員  | 長 | 富川快雄 |
| 委員  |   | 岡田英子 |
| 委員  |   | 井関孝善 |
| 委員  |   | 高橋圭子 |
| 教育長 |   | 山田雄三 |
- 4、署名委員
- |     |  |
|-----|--|
| 委員長 |  |
| 委員  |  |
- 5、出席事務局職員
- |                   |       |
|-------------------|-------|
| 学校教育部長            | 白井一生  |
| 生涯学習部長            | 鐘溝慶一  |
| 学校教育部参事（兼）        | 田村俊二  |
| 教育総務課長            |       |
| 教育総務課副参事          | 小瀬村利男 |
| 施設課長              | 金子敬   |
| 施設課学校施設管理センター担当課長 | 藤川満正  |
| 施設課副参事            | 佐藤卓   |
| 施設課主幹             | 梅村文雄  |
| 学務課長              | 坂本喜信  |
| 保健給食課長            | 高橋良彰  |
| 指導課長              | 小泉与吉  |
| 指導課教育センター担当課長     | 前田増穂  |
| 指導課副参事            | 飯島博昭  |
| 指導課主幹             | 谷博夫   |
| 統括指導主事            | 山口茂   |
| 指導主事              | 鈴木淳   |

生涯学習部参事（兼）	天 野 三 男
生涯学習課長	
生涯学習課文化財担当課長	水 嶋 康 信
生涯学習課主幹	谷 澤 繁
生涯学習部参事（兼）	守 谷 信 二
図書館長	
図書館市民文学館担当課長	新 田 善 壽
（町田市民文学館長）	
図書館主幹	近 藤 裕 一
公民館長	手 嶋 孝 典
選挙管理委員会事務局長	海老沢 隆
選挙管理委員会事務局次長	小 畑 義 雄
書 記	羽 生 謙 五
書 記	福 元 貞 栄
速 記 士	帯 刀 道 代

（株式会社ゲンブリッジオフィス）

## 6、提出議案及び結果

議案第51号	町田市立学校学校支援地域理事の解職の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第52号	職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第53号	都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第54号	都費負担教職員の退職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第55号	都費負担教職員の在外教育施設派遣発令に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認

7、傍聴者数 1名

## 8、議事の概要

午前 10 時 02 分開会

○委員長 それでは、ただいまより町田市教育委員会第 9 回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は井関孝善委員でございます。

日程の変更をお願いいたします。日程第 2、議案審議事項のうち、議案第 52 号から第 55 号までの 4 案件につきましては、人事案件でございますので、非公開審議ということで、日程第 4、報告事項終了後、休憩をとりまして、関係者のみお残りいただいて審議をいたしたいと思います。以上よろしくをお願いいたします。

では、以下、日程に従って進めてまいります。

日程第 1、月間活動報告。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 それでは、11 月 13 日、教育委員会定例会以降の主な活動状況についてご報告をいたします。

13 日、S Tビル消防避難訓練、S Tビルというのはこの森野分庁舎ですが、火災予防運動の一環としての避難訓練を実施いたしました。町田消防署からもお越しをいただきまして講評等をいただきました。

15 日、町田茶道会の 45 周年の記念茶会が文化交流センターで行われまして、それに出席をいたしました。

18 日、すみれ会との懇談会、これは町田市障害児者を守る会ですが、もう 10 年以上、懇談をしているわけですが、特別支援教育について、すみれ会からいろいろご質問がありまして、それに答えるという形での懇談でございました。

19 日、町田市学長懇談会がエルシィ町田でありまして、出席をしております。これについては市制 50 周年記念事業の発表とか、その他情報交換が主なものでございました。

20 日、町田市中学校 P T A 連合会の音楽交歓会がひなた村でありまして、それぞれ出席をしております。P T A の一員ということで高橋委員さんもしか歌われたと思います。

23 日、町田市少年野球連盟の創立 40 周年ということで、記念式典が野津田の陸上競技場で行われまして、出席をいたしました。

同じ日ですが、谷口登美子さん、町田バレエ連盟の会長さんでもありますが、東京都の文化功労賞の受賞記念祝賀会がありまして、委員長と出席をいたしました。

25日、東村山市視察となっておりますが、東村山市のふるさと歴史館と国立ハンセン病資料館を視察させていただきました。特に国立ハンセン病資料館では、いわゆる国立療養所の全生園を70年近くお入りになっている方からいろいろご説明等を聞きまして、いろいろ大変だったなということがありましたが、とにかく話の印象としては、怨念を怨念で返すものではないということで、非常に感銘を受けました。東村山では人権教育ということで、ハンセン病資料館を訪れたり、その方からのお話を聞いたり、熱心にやっておられるようでありました。これはまた各委員さんからご感想等があるかと思えます。

26日、町田市公立小学校PTA連絡協議会の研修会が市民フォーラムでございました。

同じ日ですが、玉川学園の創立80周年記念の集いというのが横浜アリーナでございまして、幼稚園児から大学生まで出席して、特に音楽とか、いろいろ非常に華やかに行われました。それに出席をさせていただきました。

12月1日からは市議会本会議が始まりましたが、議会のほうについては、委員会のことを除きましては省略をさせていただきます。

12月2日、小学校合同音楽会が3日間行われましたが、それぞれ委員さんにご出席をいただいております。

11日、町田市内公立中・高校長連絡会がございまして、これも年2回行ってございまして、今回については、来年度の高校入試の選抜制度の関係とか、それぞれの高校の特色の情報交換とか、そのような話をしました。いずれにしても、市内の都立高校については、その大半を町田市の公立中学校の卒業生で占めているということと、学校によっては、例えば鶴川の場合には、市内の高校へ来るより、小田急で都心へ行ったほうが早いという事情があって、ばらつきがあるようですが、いい情報交換だったと思えます。

12日、中学校科学センターの閉講式がございまして、出席をいたしました。今年度は入講式と開講式を合わせて10日間ということで、中8日間やったわけですが、その講習と申しますか、内容を中学生が説明をし、担当した先生が、またそれについて講評を加えるということで、従来と違った形の閉講式ということで、よかったなと思えました。

13日、幼児画展表彰式、これは町田ロータリークラブが主催をするものですが、その表彰式が国際版画美術館でありまして、出席をしております。

以上でございます。

○委員長 両部長から何かありますか。学校教育部長。

○学校教育部長 それでは、12月11日、先週の金曜日でございますけれども、町田市議

会の文教社会常任委員会が開催されまして、学校教育部より、議案1件、行政報告1件、請願が1件出ましたので、それについて審議を受けました。

まず請願でございますが、奨学金制度の拡充と、もう1つは就学援助費の基準の緩和という請願でございます。具体的には、奨学金制度の拡充につきましては、今、月額8700円支給していますが、これを都立高校の授業料並みの1万200円に引き上げる。もう1つ、現在は定員50名でございますが、これの応募状況に合わせての増員という形でございます。就学援助費につきましては、現在その算定基準がございますが、それが生活保護世帯基準の1.1倍でございますけれども、これを1.2倍に引き上げてもらいたいという内容の請願でございます。

まず、奨学金制度につきましては、現在、国が高校の授業料無償化を打ち出しておりますが、その動向もございませぬけれども、委員の意見としましては、国の方向というよりも、市独自として支給額の引き上げを実施するべきではないかという意見と、あと市が主体的になって、もっと積極的に援助をするという形が必要だということでございます。あと、50名の枠につきましては、広げる方向で検討してほしいという内容でございます。

もう1つ、委員のほうから、いわゆる経済状況がこういう状況ですけれども、前年度の所得を基準にして、現在、奨学金を決定してございますが、急激に所得が減ったような場合の対応についてはどのように行っているかという質問がございました。現在、奨学金の支給につきましては、学校長より調書をいただいておりますので、その調書の中で検討しているという形で答えてございます。

あと、就学援助費の算定基準の緩和でございますけれども、現在の経済状況の中で、現状のままでいいのかどうかをもっと考えてほしいということと、もう1つは、認定基準の変更は、やはり財政的な基準が結構影響するのですけれども、もっとこういう経済情勢を考えて、基準の緩和をすべきではないかという意見でございました。

審議の結果でございますけれども、請願につきましては、委員全員一致の中で採択されたということでございます。これは今月22日、本会議がございまして、その中でまた審議されるという状況でございます。

あと、議案でございますけれども、補正予算1件でございます。これにつきましては、非常勤職員報酬、嘱託職員の報酬につきましては、今年度の事業計画が決まりました関係で不用額を減額するというので、特段の意見はございませんでした。

あと、行政報告でございますけれども、これにつきましては、中学校における個人情報

の紛失ということを行政報告させていただきました。この中では、やはり委員のほうから、教育委員会としましては、各学校に個人情報についてはいろいろ指導を行っているけれども、学校の中の指導というのは見えてこない。これについてはどうなっているのかというご意見とか、あと教員からのフィードバックがないのではないかというご意見がございました。もう一度しっかりした見直しを行ってほしいというご意見がございました。

もう1つ、紛失ですけれども、バックアップはとってあるのかということでございますが、これについては、2校ともバックアップはとってございますので、問題はないということでご答えておきました。委員の意見としては、なかなか厳しい意見でございました。

以上でございます。

○生涯学習部長 生涯学習部に関しては、今回の議会では議案等がございませんので、委員会はありませんでした。特段、活動報告等もございません。

以上です。

○委員長 では、各委員から、よろしくお願いします。

○井関委員 この1カ月、研修会とか研究発表会における講演、それから指導主事訪問をしている学校訪問が多くて、子育てについて随分勉強しました。ただ、11月25日のハンセン病療養施設全生園の見学は、いつもの見学先とは違ってまして、お世話した岡田委員も報告されるでしょうから、ほかの委員が触れないだろうということをご紹介します。

東村山市教育委員の當摩彰子さんの細かい配慮で、この全生園の見学が行われたのですが、當間さんは郷土史に詳しくて、東京都に建造物としては1つしかない国宝、正福寺地蔵堂、それから縄文時代後期の木材やうるし塗りの出土した遺跡を平成16年に市民参加で整備してつくった「下宅部遺跡はっけんのもり」というのを案内していただきました。現在、はっけんのもりを育てる会が、管理などさまざまな活動をしているとのことでした。

全生園に関しては、東村山ふるさと歴史館における全生園の100年と東村山特別展、それから国立ハンセン病資料館に掲示されている写真が印象的でした。明治42年、ハンセン病療養施設全生病院として開設され、昭和16年に多磨全生園と改称されています。

写真とその説明ですけれども、病院内では芝居に多少の経験がある人によって、開所した年にもう芝居が行われています。歌舞伎役者が患者として入所すると、歌舞伎公演も行われて、楽しみの少ない近隣の人に公開して、見に来てもらっています。そしてこれは年中行事となっていたとあります。それから、自分たちのつくる病院内の農産物ばかりでな

くて、近隣の村からも出品された農産物品評会というのには多くの人に来て、開会を待っていたということです。これら農産物は入所者の食卓に上ったということです。

もう1つ、火災が起こっても、病気に対する恐怖から、近くの消防署が来てくれないので、自前の消防団を組織していました。しかし、戦争が近いこともあってか、東村山の消防団と合同で演習をしたり、戦時中には、空襲によって被害を受けた外部に出動していません。あれだけ厳しい隔離をされているのに、このような近隣との交流というのはどうしてなんだろうと思いました。理由はほとんど書いてなかったのですが、娛樂のなかった時代であったり、医者が余りいないところですので、近隣の人の面倒まで見たこの院長の光田健輔氏の努力があるんだろうと推察します。

光田氏は文化勲章も授与されていますけれども、1947年、プロミンによる治療が日本でも開始されて、それが有効とわかった後でも、隔離政策を継続したこと、それから、患者同士の結婚には、子どもができないよう、男性患者に断種を強制したなどの批判もあります。

町田市の学校で、ハンセン病のことをどう教えているか心配だったので、11月18日に本町田中学校の指導主事訪問に行きました。そのときもらった資料を見てみると、その中に人権教育年間指導計画というのがあって、1年生が12月に人権課題として、エイズ、ハンセン病について学習することになっていて、ほっとしました。

次は、市民大学の講座についてですけれども、この1カ月に市民大学HATSの後期講座を二、三聞く機会に恵まれました。11月の教育委員会定例会では時間がなくて報告しなかったものも含めて報告します。

まず、まちだ市民国際学の講座について。11月4日、都留文科大学の福田誠治先生によるフィンランドの教育がありまして、9月の教育委員会定例会で、夏休みの研修会の報告で触れましたOECDによるPISAの学習到達調査について、PISAのはかった学力内容を、実際の問題を示して説明されました。フィンランドの自慢は、図書館利用率が世界一で、1人当たり年間21冊借りているのに対し、日本は年4冊と。それでも若者の読書離れ傾向が見られるので、読解力が低下している。そういうことで、国としては図書館の充実を図ったそうです。家庭を初め、図書館でも、本の読み語りを奨励し、読解力で世界一は、国民的な努力で勝ち取られたものだということでした。ヨーロッパとは違って、EUではすぐ隣に外国人がいますので、他民族、他文化の人たちと一緒に暮らしていく能力、それから活力が必要となるわけです。日本流の愛国心では通じないというわけです。



11月11日には、玉川大学の佐久間裕之先生によるドイツの教育について、先生が最近研究されているドイツの教育学者、P・ピーターゼンを中心に話されました。1920年ごろ、欧米で、新教育という理論、思想が盛んになったそうですが、生活中心、子ども中心、経験重視、自由などがキーワードの教育で、ピーターゼンは、学校を純粋な授業の施設とは考えないで、さまざまな個性が寄り集まり、共同する中で、人格形成をする場とっていました。ということで、大体おわかりのことと思いますが、ヒトラー・ユーゲントという名前からわかるように、ヒトラーはこれを利用しました。今でもナチスとの関係は徹底的に追及される国ですので、新教育というと、ピーターゼンでない人の名前を挙げる人もいるそうです。

この教育方法を採用している学校は、イエナ・プラン校と呼ばれているようですが、ドイツでは約50校、オランダでは約220校、オランダは、ドイツを見学して爆発的に取り入れたそうです。日本では、先生が教室の前方で一斉に授業をして、子どもが課題や正解を与えられるのになれてしまうということで、なぜを見つけて、調べることができないということになりやすいわけですが、イエナ・プランでは、円になって、対話や教え合いをしているということです。

最近、日本で批判されているような方式ですけれども、教育方法の違いを評価するのに、古い評価方法、簡単に言いますと、古い内容の試験をしているということで、すぐれた教育方法が間違っただけにとられるおそれがあるということにも注意する必要があると言われました。きちんとした方法で評価しようといって、PISA、PISAという理由かもしれません。

11月24日には、長年続いている人間関係学の講座で、上記の2講座の講師は大学の専門家でしたけれども、こちらは町田の現場で活躍されている講師2名でした。まちだ語り手の会の増山正子さんによって、日ごろの活動から、子どもたちに語ることの大切さを話されまして、この1年間に1万人以上に語ったことになるそうです。実際に若い女性と、86歳の女性と、さらに増山さん自身で昔話を語られまして、大人にも訴えるものがあることを実感させてくれました。子どもたちには語りを読書につなげていきたいという思いを持っておられます。

もうお一方は、自閉症のお子さんを持っていた山下久仁明さんですが、今年「ぼくはうみがみたくなりました」という映画を製作されました。自閉症の長男のために何かしようと、映画をつくることを計画したのですけれども、始めた段階で、息子さんは事故で亡く

なっていました。映画を完成させるには大変苦勞されたと聞いております。現在は山下さんが、息子のために映画をつくったというよりも、息子が山下さんのために映画をつくらせてくれたという思いだそうです。「ぼくはうみがみたくなりました」は、自閉症をやさしく理解させてくれる映画で、製作には町田市も後援していますし、文部科学省選定も受けています。福祉押しつけの映画ではなくて、寅さんを見ろと思ってくださいと言っていました。

以上の3つの講座というのは、担当の職員が企画運営されていますけれども、毎回、前回の感想文を宿題として提出してもらって、それを次の回に印刷配布している。企画担当者には、講座をどのように持っていけばいいか。受講者にとっては、他の受講者がどのような感想を持っているのか、どんな人なのか。また講師にとっては、自分の話の持っていく方というのがわかるので、事務は面倒だと思いますけれども、市民大学らしいなというふうに感じました。郷土史などは、いつも申し込みが募集人員を超えていますけれども、講座によっては町田市に在住在勤の制限を外せるようになると、近隣図書館との連携と同じように、相互乗り入れが可能になると思います。新庁舎完成によって会場が確保できるようになるといいなと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

岡田委員。

○岡田委員 まず、今、井関委員のほうからお話がありました東村山市の人権教育なんですけれども、これは先月の定例会でご報告いたしました市町村教育連合の研修会で話が出て実現したものですので、こうした形で、そういう他市の教育の実践などを見せてもらえるような機会が広がっていくといいなと思います。

東村山市の全生園に関しましては、この前後で3回ほど読売新聞にも記事が載っていましたけれども、人権の森宣言を東村山市が出して、全生園の跡地を保護する。今、木が植えられていて、それを保護していきたいというような方向で取り組んでおられましたが、教育委員会のほうもなかなか苦勞が多いということをおっしゃっていましたので、できる限りで応援していきたいと思います。

それから、先ほど教育長のほうからお話がありましたまちだ体操祭の発表会を見せていただきました。大変晴れやかで、すてきな踊りだったのですけれども、特に印象に残ったのが、リズム体操の発表のときに、(本当に上は84歳の方までいらっしゃるということだ

ったのです)、驚いたのがジャンプをして着地をするときに音がしないんですね。体全体を使っていないと、ああいう着地はできないので、大変健康にいいな。子どものマラソン大会もありましたけれども、子どもから大人まで、いろいろな形でこうして体を動かすことにつながっていくといいなと思います。

それから、小学校の合同音楽会も毎年行われていて、今年は40校の小学校が参加できたのですけれども、とても楽しいものでしたが、ここで少し音楽の先生方から、もしできればということをお願いされたことですが、町田市の駅に出にくい小学校などの場合は、普通のバスが1時間に1本しかないような場所ですと、子どもたちがそのバスに乗り切れないような場合だと、大変に朝早くから出発して、この合同音楽会に参加しているということです。これが全校参加ということになって、市の事業ということになれば、もしかしたら、その日に貸し切りバスを回していただけるのではないかと。そういうようなことをしていただくと、大変ありがたいという要望がありましたので、ここでお伝えしておきます。

それから、藤の台小学校で図書指導の指導員の方から教えていただいたことなんですけれども、ポプラ社から出ている『やさしさの坂道』という清水宏子さんが書かれた本なんですけど、これは藤の台小学校と金井中学校ですか、市内の中学校を障害がありながら無事に卒業できた。それに関しては、市の教育委員会とか学校の先生方、また保護者の方とか、また同級生、あるいは同じ時期にその小学校、中学校に在籍していた子どもたち、みんなにお世話になって、無事に卒業することができたということをつづられたもので、大変いい教材で、道徳教材としてもいいのではないかとということでご紹介をいただきましたので、これについても報告しておきます。

最後に、授業を見ていて、ワークシートの利用がとても多いということがちょっと気になっていたもので、ある小学校の校長先生にお伺いをしたのです。そうしたら、その先生も、なるべくノートを使うように私は指導しておりますというふうに校長先生がおっしゃったのです。

その理由としては、ワークシートは、授業を進める上で大変便利で効果的な分、短所としては、答えとして割合に定型的な答えが書かれやすい。枠がありますので、枠の中におさまるように子どもたちは書きますし、それから提出用の答えというところなんですけど、要するに、テストの答案に近いような答えを書いてくることが多いんですね。私が授業を見ていまして、子どもがたくさん書き込みをしていたのに、発表の段階になると、全部消してしまって、大変普通の答えを、結局1文書ただけで終わりになっていたんですね。

校長先生とお話しして、やはりノートのほうが、子どもたちが自分の考えを自由に広げていって、それをまとめるのに有効ではないか。そういう面もあるし、またノートは手元にずっとありますので、見たいときに振り返ることもできるので、なるべくノートを授業で使っていただけるように先生方にもお願いしたいなと思って帰ってまいりました。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○高橋委員 11月23日、町田市中学校PTA連合会の音楽交歓会に参加してきました。この音楽交歓会は今年で10年目を迎えたそうです。私も個人的に7年前から参加していますが、この音楽交歓会の役割は大変大きいと思っています。PTA活動は、子どもたちを取り巻く環境を、先生方とともによくしていこうという保護者が集まって、全くのボランティアで活動していきますが、各学校それぞれに大変苦労しながらやっているのが現状だと思います。

子どもが中学生になると、働くお母さんの数もぐんとふえますし、みずから進んで志を持ってPTA活動の役員になる方は、そう多くはいないと思います。実際、役員決めめときは、保護者会は大変参加人数が少なくなるという現実もあります。最後の手段として、本人の意思とは関係なく、くじ引きで役員を決めてしまわなければならないこともたびたびあります。そういう中で決まってくる役員の方々が、個人個人、PTAの活動への思いの温度差もありますし、あくまでボランティアですので、役員になったとはいえ、強制的にさせることもできない。各学校それぞれいろいろな課題を抱えながら頑張っているのが現状だと思います。

この音楽交歓会では、各PTAがメンバーを募ってコーラスの練習をし、発表するわけですが、メンバーの多くは、その年、年の役員の方々が中心になっているように感じます。コーラスすることで役員間のチームワークがつくられたり、また1つのことをなし遂げることで、さらに結束が強くなり、よりよいPTA活動へと結びついていると思います。また、ほかのPTAの活動の様子などを、コーラス発表の前に、短い時間ですが、その様子を知ることで、ほかのPTAの活動の内容も知ることができますし、本当に互いに励まされて、また頑張ろうという意欲がわくような効果があるように思います。町田市の中学校のPTA活動の活性化に、この交歓会が大いに役立っていると思いますので、これからもぜひこの交歓会が続くといいなと思っています。

11月30日、2009年度第2回学校支援ボランティア・コーディネーター研修会に参加し

てきました。各学校からボランティア・コーディネーター37名が出席され、校長先生や副校長先生、また担当の先生も数名ですが参加されていました。研修の内容は、ボランティア・コーディネーターの活動やその役割が、より具体的でわかりやすく説明され、大変有意義な研修会だったと感じました。

その研修会の中で、学校支援人材ガイドブックというものが配られましたが、このガイドブックは、地域教育推進ネットワーク東京都協議会が発行しているのですが、このガイドブックの作成に協力された3人の方が講師として来てくださいました。その中のお1人、NPO法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長の生重さんご自身が杉並区の学校のPTA会長のときになされたさまざまな活動の中からのお話や、現在杉並区で取り組んでいる学校支援の内容は、大変興味深いものでした。地域で学校を支え、現場の先生方をサポートしていくという視点に立ち、学校側からの具体的な要求にこたえる形での学校支援は、これからの学校の形になると思いました。

具体的な例をいろいろ挙げてくださったのですけれども、例えば理科学習サポートとして、理科室をもっともっと先生方が活用して、多くの実験などを行うために、先生は次の授業がありますから、実験が終わって片づけるのは、休み時間のたった10分や5分の間では大変なので、そういう先生のお手伝いをする。理科学習サポートとして実験の準備や後片づけ、また、理科ではいろいろな植物の観察をするのですけれども、その植物をあらかじめどこかの学校内の畑でつくっておいてあげて、さあ、見に行きましょうというときに、その植物をすぐに見に行けるような、そういうことを行うボランティアをつくっていかれたようです。

また、同じように家庭科では、ミシンの作業の準備や補助、また調理室でも同じように、火を使う危ないところですから、調理の補助などを学習サポートとして必要とされています。現場の先生方はそういうことが本当に手薄で、実験や調理など、命にかかわることもありますので、サポートが本当に必要ではないかと思いました。そういうものを学校支援ボランティア・コーディネーターの方が、学校からの要求があれば、サポート隊をつくられると本当にいいなと思いました。

また、中学生は、試験前に部活動がなくなります。子どもたちの学力低下が現在も叫ばれているのですけれども、幾重さんは放課後、学習ルームというのを使って、部活がなくなったときに、子どもたちがいつでも来て、そこで勉強できるように、学生ボランティアを呼んで、そこに備え、手のあいた先生方もそこに来ていただきながら、子どもたちをサ

ポートしていったそうです。

その前に、そのルームを確保するために、自分たちで、PTAのお父さんやお母さんの力で、図書室をきれいにして、子どもたちが居心地のよい場所をつくって、そこをそういうふうなルームにしたということなど、具体的にどういうことをしていけば学校を助けることができるかということをお話してくださいました。大変ためになる研修会だったと思います。

先月は読書週間がありましたが、各学校でさまざまな取り組みがなされていました。指導主事訪問や道徳地区授業公開講座で各学校を訪れると、その学校独自で読書教育をされていますけれども、大変いいなと思った幾つかを紹介したいと思います。

読書貯金といって、学年ごとによって5000ページとか1万ページとか、そういう目標をつくって、子どもたちに、自分は今何冊ではなくて、何ページ本を読んだ。短いのも長いのもいいということで、ページの貯金数になっているのですけれども、読んだページ数が棒グラフになって、今自分がどの位、本を読んだということを奨励している学校もありました。そういう学校は、子どもたちが、本をすぐ手にとりやすいように、学級文庫をすごく充実させていました。子どもが大きくなっていくと、要らない本というのも家庭にあると思いますので、そういう本を保護者が学校に渡して、学級文庫を充実させるのはとても効果的だと思いました。

また、先生方がみずから読み聞かせをやったり、学校のお便りに、地域や保護者の方で、もし読み聞かせをしてくださる方がいらっしゃるなら、連絡を下さいということで、校長先生みずから学校便りの中で読み手募集をなさっていることもあり、地域の方が来て読んでくださることもあったと聞きました。

最後になりましたが、いろいろな学校で、図書ボランティア指導員の方々が大変活躍されていて、図書館の整理の仕方やディスプレイでこんなにわくわくする気持ちになるんだなというような図書館を幾つも見ることができました。図書ボランティア指導員さんの交流の中で、互いの図書室の見学会などがあれば、この学校はこういうふうにしてきき図書室をやっているんだったら、自分たちの学校で取り入れられないかなというのを目で見ることがあると、とてもいいかなと思います。そうすると、各学校の図書室も、本当に子どもたちの居心地がよくて、こういう本を読みたいなというような感じになっていくのではないかと思います。

先月の朝日新聞の天声人語にも子どもたちの本離れが書かれていましたが、実は毎日新

聞の調査では、そうではなくて、高校生が読書に以前より親しんでいるということが書いてありました。それはなぜかという、学校で取り組まれている10分間の朝読書が功を奏しているのではないかと書いてありました。町田市でも多くの学校が朝読書の時間をとっていると思うのですが、朝読書をする、授業に入るときに、子どもたちが大変落ちついた気持ちで入れるので、先生たちが授業にスムーズに入れて、すごくいいんですよということも聞きましたし、ぜひ多くの学校の中でそういう朝読書の時間があるといいと思いました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

私のほうは、先日14日に、北京市の朝陽区の教育視察団が町田市を訪問されて、この中では参加したのは私だけですので、報告しておきたいと思います。

一行9名のうち、男性が2人で、あとの7人全部が女性ということで、最初にお名前だけを見た感じでは、男性が多いのかなと思ったならば、名前だけでは判断できなくて、女性が全体の中で7人を占めていたということと、しかも、かなり重要な位置でお仕事をされているということがまずわかりました。

最初に市長への表敬訪問がございまして、本庁舎の市長公室で、市長訪問の中で、市長は、市政を預かる立場として、特にどういう点に重点を置かれるかという質問が副団長からありまして、やはり次世代の人間を育成していく。よき市民を育てていくということが大事なので、教育を非常に大事に思っている。そのためには、教育予算も十分つぎ込んでいるというようなお話が市長からございました。

その後、具体的には、函師小学校と鶴川中学校を訪問しました。まず報告しておきたいのは、両校とも大変温かい雰囲気です。視察団を迎えてくれたということです。函師小学校では、さすがに小学生らしく、ちょうど地域のボランティアの方が読み聞かせをする場に私どもも立ち合わせていただいたのですが、読み聞かせの前に、子どもたちが、首にかけるワッペンのようなものをそれぞれ1人1人につくって、視察団の1人1人の首にかけて、交流の輪を広げたということで、視察団の皆さんも大変喜んでおられました。「ニーハオ」と「サイチェン」が子どもたちの口からちゃんと出て、これも視察団は大変喜んでいました。それから、鶴川中学校の場合は、直接生徒との交流はなかったのですが、鶴川中学校の持つ非常にすぐれた施設の数々を見て、視察団はそれぞれ得るところが大変多かったのではないかな、そういうことを感じました。

両方とも 40 分ほどの懇談会を設けたのですが、学校の内容にかかわる質問が多少はあったのですけれども、校長先生がそれについては答えられたのですが、主たることが教育の行政にかかわることが非常に多かったのが特徴的でした。

特にその中で、やはり中国という現在の実情からでしょうか、管理とか監督とかいう言葉が非常に多く出たのは印象的でした。具体的に言いますと、例えば私どものこの教育委員会というものはどこが管理するのかといったような質問がありました。それから、順不同ですけれども、教育の質を高めるためにどのようなことをしているのかとか、教員の服務監督はだれが、どういう立場で行うのかとか、それから、国と市という 1 つの流れの中で、市の教育に国や都がどのようにかかわっているのか、どういう流れになっているのか、それから教育課程あるいは教育活動の管理とか監督はどういうふうに行われているのか。管理とか監督という言葉が非常に多かったわけですけれども、私ども基本的に管理監督という部分もありますけれども、教育委員会は学校を支援するという立場をより強調していかなければいけないかなと思って、そういう立場でお答えをしたつもりです。

それから、日本では考えられないのですけれども、人口が多くなったときに、個人が私塾のような、あるいは寺子屋のような、そういう表現はないのですけれども、子どもを集めて学校のような形で教育をすることがあるのかどうか。あった場合に、どのように罰せられるのか、あるいは罰せられないのかという質問があって、とても日本ではそういう発想自体がありませんとお答えしたのですけれども、北京ではそういうことも間々あるような雰囲気のお話もございました。

いずれにしても、日本の教育の特に行政とのかかわりで、これはどうなっているんだ、このシステムはどうなんだというような視察団からの質問が次から次へ出まして、両方とも 40 分では時間が足りないような雰囲気でしたけれども、それなりにお答えをしたり、あちらのご意見は余り出てこなかったのですけれども、交流の輪は広げられたかなと思います。

市長の表敬訪問のときでも、できれば交流を盛んにしたいということで、市長もできる限り交流の輪を広げましょうというお話がありましたので、9 人の皆さんが日本の小学校、中学校を一日訪問して、得るところはそれなりであったのかなと思います。そんなことを皆さんに報告しておきたいと思います。

さて、今も各委員さんからいろいろな感想が出たわけですけれども、井関委員から、講座に参加してのご意見、感想が出ましたが、特段要望とか何かはないのですけれども、市



民大学担当として伺っていかがですか。

○生涯学習課主幹 大変うれしく思います。私も講座で一緒におりまして、11月24日には、中学2年生の職場体験にたまたま一緒にいたのですが、受講生の方もみんな喜んでいただいて、それを励みにしたいと思っております。

○委員長 次に、岡田委員からも幾つかあったのですけれども、1つは要望で、これは多分去年も出たと思うのですが、合同音楽会におけるバスの手配のことで、切実な要望ということで、特にバス便の利便性のよくない学校が、市民ホールへ来るまでに、相当いろいろな犠牲を払ってこないとなかなか来られないという実情もあるようで、そういう要望があるのですけれども、これについて何かお考えなり。

○指導課長 今いただいた要望については、例年学校からも上がっておりますが、小教研と市教委の主催行事ということで、中心となっているのは小教研というふうな考え方をとっております。

今後、検討という形で考えてはいきますが、なかなか難しい状況もあるかなと思います。ただ、市としては、いわゆるオーケストラ鑑賞教室、音楽鑑賞教室につきましては、市教委主催ということで、各学校にバスを配車しまして、足の確保ということは努めております。また、中学校の連合行事等においても、学校等、例えば連陸等でも、バス等の配車等はしておりませんので、その辺のところについても今後検討の課題かなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 今、原則として各学校が独自に輸送というか移動しているわけですね。

○指導課長 はい、そうです。

○委員長 では、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。ほかの行事もありますので、それらの整合性もあるかと思いますが、ひとつお考えいただきたいと思います。

それから、同じく指導課ですが、岡田委員がいろいろな学校を訪問されて、私もそういうことはよく感じるのですけれども、先生がすぐにワークシートを配って書かせて、それを回収するという学習活動が割合と多いのですね。前々からノートよりも学習ワークシートのほうが先生としては展開しやすいのかなという気持ちもあったのですけれども、ノートをより重要視していきたいという考えの先生や校長先生もおいでのようなんですが、それについては何かお考えとかありますか。特に国語とか道徳に非常に多いですね。

○統括指導主事 ワークシートの活用については、扱う教材のねらいとか、時間にもよる

と思うのですけれども、どうしても限られた時間の中で効率よく授業を進めるということについては、ワークシートを活用するという場面もございます。

ただ、岡田委員もおっしゃっていたとおり、ノートによさというのは、子どもたちが自分の考えを書き込んで、正解と比べることもできます。ですから、例えばワークシートの活用についても、ノートによさをワークシートに生かす。例えば枠についても正解のみを書き込むのではなくて、自分の考えと正解が比較できるような枠のつくり方とか、そういったことが必要だと思います。

また、ノートについては、習慣というのはとても大事なことだと思いますので、効果的にワークシートを使うと同時に、やはり効果的にノートもしっかりと活用していく。そのためには、教員のほうの授業の方法の中で、板書の活用も、教員みずから力をつけていかなければならないでしょうし、我々指導主事としても、授業活動の中で板書がしっかりできていなければ、子どもたちがノートを書けませんので、板書指導についてもこれから指導助言をしていく必要があると思います。また、ノートチェック等、子どもたちがどういうふうにならしているのか、このあたりも日常的にこつこつと教員のほうで指導を入れる。あるいは国語の時間については、しっかりと聞き取る力、書く力、聞き取れなければ、板書したことだけをただ書くという機械的な作業になりますので、そういったようなノートを書くことによって、いろいろな力を子どもたちにつけることができますので、多面的に進めていって、ノートを有効に使う方向もぜひこれから考えていきたいと思っております。

**○委員長** 岡田委員、そういうことなんですけれども、何かありますか。

**○岡田委員** 本当にそのとおりだと思います。今聞き取る力についておっしゃったのですけれども、本当にノートですと、友達の意見でいいなと思ったものを、自分がそこに書いたりもできるのですけれども、ワークシートだと、どうしても先生に提出して見せるということなので、友達の意見を書き写すという動作が全くなくなってしまうので、せっかく聴く力を含めたコミュニケーション教育をしているのに、もったいないような気がするので、ぜひよろしくをお願いします。

**○委員長** 今、統括のお話の中で、板書という言葉が出たのですけれども、黒板というのは、本来チョークで書いて、それが板書ということなんです。最近やはり訪問して、特に道德の公開講座なんか訪問すると、あらかじめできている札とかカードとか、あるいは模造紙とかを張るメディアになっているのです。なるほど黒板もただ書くだけではなく

て、張るという役割もあるんだなと一方ではそう思うのです。ですけれども、あれはある意味では、もうあらかじめ先生が考えた答えとか、先生が考えた要項といったようなものを、まとめの意味でポンポン張って行って、何かでき上がってという印象も否めないわけではないのです。

ですから、板書ということではなくて、黒板の使い方が授業を進めていく上で大事なとかなといつも思うのですけれども、それはお答えは結構ですが、そういう感想を日ごろ持っています。先生もあれをつくるには大変な時間と能力が要るので、本当にそれは多としているわけですが、何かでき上がったものがきれいにスーッと整理されているような感じもしないわけではないので、誤解を招くような発言かもしれませんけれども、そういう感じがいたしますので、一言申し述べておきたいと思います。

それから、高橋委員からは、やはりいろいろお話があったのですけれども、コーディネーターのことで、研修会に特に出られた感想の中で、サポーターのいろいろな形を見たり、聞いたりすることで、大変ためになった。それと同時に、それを大きく広げて、より多くの人たちが、こういう活動もあるんだな、こういう援助の仕方もあるんだなということを、より多くの範囲に知らせたいという気持ちがあるわけです。そのための機会といおうか、場というか、そういうものについて、どうなんだろうかということです。できれば、あればいいなということですが、これについては何かありますか。

**○統括指導主事** いわゆる学校ボランティアの方々には各学校に入っていて、教育活動をより活性化していくということで、学校ボランティアの事業についても進めているところでございます。年度当初にも、学校支援センターから、学校ボランティアの存在、あるいはどういったような内容なのかということは、チラシ等で公共施設のほうには配らせていただいております。

ただ、もちろんそれぞれの学校のニーズがございますので、また学習実態や子どもたちの実態、地域の実態もございますので、それと同時に、学校からも積極的にサポーターの必要性とか、今学校はこうしたことを助けていただきたいんだというような地域への発信、これをぜひボランティア・コーディネーターの方に動いていただいて、学校からの発信も積極的にしていただく。支援センターの発信と同時に、学校からの発信もしていただく。双方の発信で、学校ボランティアの存在が非常に広まっていくのではないかと考えています。

そのために、実は今日もボランティア・コーディネーターの研修会が予定されております。

すが、ボランティア・コーディネーターの方々には、あらゆる機会ですういったような研修に参加をしていただいて、さまざまな活躍の機会をつくっていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長 高橋委員、そういうことですが。

○高橋委員 今、山口統括指導主事がおっしゃったように、学校側が、自分たちはどういふサポートの必要性があるんだろうかというところを、本当に拾い上げていくことがとても大事なことだと思います。私も研修会に出て初めて、理科学習サポーターがあれば本当にいいなというのを思ったところなんですけれども、学校側の先生方とコーディネーターの双方が集まらないと、こういう話はなかなかうまくいかないで、学校の先生方もお忙しいとは思いますが、ぜひこういう研修会の場にもっとたくさん出てくださるといいなと思いました。

○委員長 そういうことで、どうぞよろしく願いいたします。

○統括指導主事 参考にさせていただきます。

○岡田委員 今この場でお返事をいただきたいとは思わないのですが、ご検討いただきたいことが1件あります。先ほど教育長が中高の校長連絡会にご出席されたということで、それで思い出したのですが、読売新聞で、先ごろまで「教育を考える」というコラムで、特別支援教育について扱っていました。こちらで、小中の情報共有はできているとしても、高校に対して、特別支援とそうではない境目くらいの、本当にちょっとしたサポートでスムーズに高校生活がスタートできるような子の場合、そうした情報が高校になかなか伝わりにくいということが書いてあったのです。

そうした、例えば少し字の大きなプリントを用意してあげるとか、その子には授業中繰り返して指示をしてあげるとか、そういうようなことでスタートがスムーズに行けば、途中で高校の場合は不登校というよりも、むしろドロップアウトにつながってしまうのですが、そうしたところがすごく少なくなるのではないかという提案がここで出されていました。

町田市の場合は、今お話があったように町田市内の高校が幾つかありまして、そちらのほうに進学される中学の卒業生もいるということで、この時期では恐らくそういう話は無理だと思いますが、進学が決まってからの段階で、この子はこうしたところを少し気をつけてあげてほしいというような情報を高校にお伝えするような場はできないものかなと思

いまして、そうしたものも指導課のほうでご検討いただけるといいのかなと思いました。

○委員長 では、今、検討いただければという要望ですので、検討していただいて、またそれについての見解を、来月でも結構ですから、よろしくお願いします。

○統括指導主事 わかりました。

○委員長 ちなみに、この連絡会は公立の高等学校と中学校だけなんですか。私立とかはどうですか。

○教育長 都立だけです。ただ、養護学校、町田の丘学園の高等部は入っておりません。

○委員長 特別支援は入ってないのですね。あくまで7校とそれから中学校。

○教育長 7校と市内20校の校長です。

○委員長 わかりました。

今日はそういうことでいいですかね。では、検討ということでよろしく願いいたします。

以上で日程第1、月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項。

議案第51号「町田市立学校学校支援地域理事の解職の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」を審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第51号は、町田市立学校学校支援地域理事の解職の臨時専決処理に関し承認を求めることについてでございます。

町田市立学校の管理運営に関する規則に規定する学校支援地域理事について、本人退職の申し出に伴い、学校長より具申がありましたので、解職するものです。なお、急を要するため、11月19日付で臨時専決処理しましたので、本日教育委員会において承認を求めるものでございます。

次のページをご覧いただきたいと思いますが、11月30日付で地域理事を解職ということで、学校名、それからお名前を記載してあります。

以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わります。

これより質疑に入ります。何かございますか。

では、私から1つお願いしたいのですが、支援地域理事という制度ができてまだ日が浅いわけですけれども、なって間もなく退職の申し出ということですが、この制度そのもの

について何か問題があつての退職とか、いろいろあるかと思うのですけれども。

○**教育総務課副参事** そういう話はございません。今回の場合は健康上の問題ということ  
です。

○**委員長** わかりました。こういう制度そのものが実際に動いて、何か不都合な点があつ  
て退職というのではないということで安心いたしました。

ほかにないようですので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第 51 号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長** ご異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、日程第 3、協議事項に入ります。

選挙管理委員会事務局から担当の方が見えていますので、よろしく願いいたします。

○**選挙管理委員会事務局長** 選挙管理委員会事務局長の海老沢と申します。よろしくお願  
いをいたします。

お時間をいただきまして、選挙事務従事の委嘱方法の変更につきましてご協議させてい  
ただきます。内容につきましては、次長のほうからご説明させていただきますので、よろ  
しく願いいたします。

○**選挙管理委員会事務局次長** 選挙管理委員会事務局次長の小畑と申します。よろしくお  
願いいたします。

協議の内容について、まず説明させていただきます。

現在、選挙事務に従事していただいている職員には、地方自治法第 180 条の 7 という部  
分の規定に基づいて、補助執行事務として、職員の皆様に投票あるいは開票、そして期日  
前投票という中核的な 3 つの選挙事務に従事していただいているという状況です。しかし、  
事務従事者の確保というのが、最近特になかなか難しくなっている。選挙の的確、適  
正、安定的な運営というものが非常に難しくなっているということがございます。

そうした状況の中で、選挙管理委員会としまして、事務従事者を迅速に確保することが  
喫緊の課題となっております。地方自治法第 180 条の 3 という規定が一方でございます。  
これは首長が補助職員をして、事務従事を命ずることができるという規定でございませ  
う。そうした中で、首長による選挙事務の事務従事を職務として命ずるという方法に切りか  
えていただきたいということで、市長、そしてまた組合との協議も成立したという部分で、  
来年 2 月 21 日に執行されます次期市長選挙から、根拠を地方自治法第 180 条の 3 という部

分で、職務として従事していただきたい。ついては、その関係で、各行政委員会の長に対しても、その協議のお願いということで、この文書を出させていただいたというのが内容でございます。

対象となる選挙につきましては、公職選挙法第2条に規定いたします選挙及び最高裁判所裁判官国民審査法に規定する審査という部分でございます。そのほかに、日本国憲法の改正手続に関する法律に規定いたします国民投票とか、また地方自治法に規定してございます直接請求に関する事務については、教育委員会事務局職員が従事していただく必要性が生じたときに、別途改めて協議をさせていただきたいということで、今回の協議については、公職選挙法2条に規定する選挙、これは具体的に衆議院選挙とか参議院選挙、そしてまた地方選挙についての規定でございます。こういった選挙が、都合6つほどございます。この6選挙について、教育委員会職員について、事務従事をお願いしたいということでございます。

従事していただく選挙事務については、「選挙事務従事者の選考に関すること」等ございますけれども、選挙管理委員会事務局といたしまして、従前の期日前投票あるいは不在者投票事務の従事依頼と同様に、各部のほうに必要な従事者数を割り振りさせていただいて、各部の中で、業務の都合とか、職員の状況を勘案しながら、従事職員の選考を進めていただきたいということでございます。

そのほかに、選挙事務の安定人員を確保するために、期日前・不在者投票において、選挙管理委員会事務局のOB職員あるいは協力職員というふうに通常申しますが、比較的選挙業務に明るい職員ですけれども、こういった方たちについては、事前に私どものほうで指名させていただくということでございます。

そしてまた、事務の中で、選考する職員のデータというのでしょうか、職員の皆さんの過去の履歴、こういったものについては選挙管理委員会事務局のほうでも引き続きやりますけれども、選考いただく場合に、そういったデータも提供させていただいて、参考資料として活用いただければというふうに考えてございます。

事務の内容などにつきましては、従来と全く変更はございません。

実施時期ですが、一番下でございますけれども、来年2月14日に町田市議会議員、そして市長選挙の告示が行われます。投票については1週間後の日曜日、2月21日が予定されております。開票につきましては、投票終了後、直ちに開票を行うということで、こういった事務に従事していただきたいということでございます。

雑駁な説明ですけれども、内容はただいま申し上げましたとおりでございます。以上です。

○委員長 以上、事務局からの説明が終わりました。

これより協議に入ります。ただいまの説明に関して何かありましたらどうぞ。

○岡田委員 実は偶然、昨晚、選挙管理委員会の方とお話をする機会があつて、選挙のときの人材確保が大変なんだというお話を伺ったところですけども、ただ、例えば2月14日から2月21日というような期間ですと、教育のほうは、また卒業を控えて大変忙しい時期だったりもするのですが、そうした業務が大変なときに、どちらが優先になるというようなことはあるのでしょうか。忙しければ、やはりそんなにはお出しできないというようなことは考えていただけるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長 ただいまのご質問について、一応考え方は、各部の定員管理上の定数というのがございます。これをベースに、必要な従事者数を案分させていただくというのが基本的な考え方です。

業務の季節性については、教育に限らず、全庁的に業務のピークというのがさまざまな時期であるというのは十分承知しています。しかし、一方で、基本的な考え方として、案分で割り当てていく。そうした中で、各部の中で調整をお願いしていただくのが基本的な考え方です。すべての部が一斉にそのピークを迎えるというのであれば、それはまたそれでご相談をさせていただければということでございます。通常は、部全体が一体的に、例えば2月の中でピークを迎えるというのは、承知している範囲では、余り聞き及んでおりません。そういった中で、部の中で調整をお願いする。

ちなみに、承知している範囲では、学校教育部の指導課教職員係、これはもうトップシーズンを迎えるというのは十分承知しております。こういった部分は、部の中で、そういった部分を配慮して調整していただくということでございます。

以上でございます。

○井関委員 実際の事務のヘッドである教育長は、実現性みたいなのをどういうふうにお考えなのですか。

○教育長 従来から選挙というのは民主主義の根幹をなすものだと思いますので、協力しております。各部の定数に案分してというのが、確かに一番平等なのかなと思いますので、あとは両部長の中で、その時期に忙しい部署とか、そういうこともあろうかと思しますので、協力は可能だと思います。



○委員長 これはあえて「教育委員会事務職員を選挙事務に従事させていただきたく」と協議事項にこうやって出てくるということは、今までは教育委員会はどういう状態だったのですか。

○選挙管理委員会事務局次長 今までのやり方は、地方自治法第 180 条の 7 に基づきまして、委嘱という方法をとっています。中身は、要は職員に対して、個々に事務従事をお願いしますというやり方なんです。ところが、昨今、有権者数の増加、そしてまた高齢化の進展、そしてまた選挙制度が新しく創設されたり一部改正されて、業務量は拡大してきております。そうした中で、比例して事務従事者数も増大していく。

そういった中で、4 年前は、延べ約千二百四十数名の方に選挙事務に従事していただいています。今回、市議、市長選につきましても、省力化とか、あるいは事務の見直し、また委託業務の拡大、こういった部分を進めまして、来年は延べ約 1000 名ほどの職員の従事をお願いしたいと考えております。

従来の方法で 1000 名の職員を確保するのはなかなか難しい部分がございます、先ほど岡田委員がおっしゃられたように、職場によっては季節性がございます。そうした中で、従事可能な職場あるいは職員がますます絞られてくるということがございます。選挙をやるには、その従事者がどうしても欠かせません。特に衆議院選挙などのように解散・総選挙になりますと、極めて短い時間で、選挙事務の準備、従事者の確保をするというのが必須でございます。そうした中で、そういった確保がなかなか難しいと、困難を来しているということがございまして、今回こういった形で根拠条文を変えて、事務従事を職務として携わっていただきたいと考えております。

○委員長 わかりました。

ほかにもございますか。では、ないようですので、以上で協議を終了いたします。

お諮りします。選挙管理委員会委員長より協議の依頼がありました選挙事務従事の委嘱方法変更については、協議の結果、これで差し支えないということで回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では、そのように決しました。

事務局の皆さん、ご苦労さまでございました。

日程第 4、報告事項に入ります。

5 点出ておりますけれども、追加その他ございますか。——ないようですので、教育総

務課からお願いいたします。

**○学校教育部参事** 報告事項の1点目でございます。町田市スポーツ振興計画の策定についてでございます。

町田市スポーツ振興計画の策定について、ご報告を申し上げたいと思います。この計画につきましては、昨年度から今年度にかけて2度のご協議をいただいたところですが、担当である文化スポーツ振興部での策定作業が終了し、町田市長名で策定の報告が参りました。今日ご配布させていただいています町田市長の報告文の写し、それから町田市スポーツ進行計画の計画書、それから3点目として、町田市スポーツ振興計画の概要版でございます。これが今日ご配布をさせていただいたところでございます。

計画書の内容につきましては、微修正はございましたが、前回は協議をいただいた際の計画案と同様ですので、説明は省略させていただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○統括指導主事** それでは、報告事項の2番目と3番目を続けてご報告させていただきます。

まず2番目の授業改善推進プランについてでございます。お手元にA4で1枚の資料、「授業改善推進プランの内容及び考察」、それから少しボリュームのある黄色い冊子、委員の先生方にはこちらのほうをお配りしてございますので、ご覧になっていただければと思います。

町田市立小中学校の授業改善推進プランでございますが、9月には既に作成が終了したものを製本して、600ページに及ぶ形で全校に送付を済ませております。本プランにつきましては、確かな学力の定着をねらいといたしまして、わかる授業を推進するための各校の授業改善の推進プランでございます。

このプランの作成に向けましては、各学校が全国あるいは都の学力・学習状況調査の結果、あるいは各校における日常の授業での学習実態等の分析をもとにいたしまして、別紙にございますように、授業改善の方針や指導方法の工夫、指導内容の工夫、評価活動の工夫といったことに視点を当てまして、改善策をまとめたものでございます。今後こちらのほうは、3月に授業改善推進プランの実施状況調査を行う予定でございます。

別紙のほうの課題にもございますが、自校の指導上の課題の分析につきまして、そうした調査を通して、こちらのほうでも結果を分析して指導助言を行い、こちらの推進プランが生きた資料として学校で十分に生かされるように指導助言を続けていきたいと思っております。

ります。量がございますので、1個1個についての説明は省かせていただきますので、どうかご覧おきいただき、ご指導いただきたいと思います。

2点目、3の「町田市教育講演会」参加者アンケート結果でございます。こちらのほうも資料をお手元にお配りしておりますので、ご覧いただければと思います。資料は2点ございます。1個は、アンケート結果について、もう1つが、そのときに、食育講演会の折に意識調査結果として活用いたしましたグラフ等の資料でございますので、ご覧になってください。

こちらにつきましては、2009年10月31日の土曜日に実施されました町田市教育講演会でございますが、結果でございますように、学校関係者、保護者の皆様、141名の方々にご参加をいただきました。講演会の内容については2部構成となっております。その1つが、食育の内容及び意識調査結果の説明、もう1つが東京家政学院大学の教授の倉田澄子先生にお越しいただいた食育講演会という2本立てで実施をいたしました。

内容等について簡単に説明をさせていただきますと、意識調査結果につきましては、2006年度と2009年度を比較して、就寝時刻、起床時刻と朝食との関係、また朝食時間について、家族との夕食の状況、児童生徒の食習慣、あるいは各食事でのあいさつや手伝いといったことについての5項目を比較いたしました。それぞれのグラフ化については、冊子になったものをご覧いただきたいと思いますけれども、資料のほうから、起床時刻は全体的に早くなってきている。それに伴いまして、朝食を必ず食べる児童生徒の割合も増加しております。どの学年も7割近くの児童生徒が、食事の時間が楽しいといったような形で回答しております。

ポイントだけ申し上げますと、課題として残るものとしましては、学年が上がるにつれまして、食事のときのあいさつとか、あるいは孤食という1人で食べるというような場面が多くなっている。そういったような課題は残しつつも、おおむね良好に町田市の食育は進んでいるというふうに、この調査の結果、とらえております。

次に、食育の講演会につきましては、倉田先生のほうから食育の重要性、それから朝食に何を食べるかといったようなことについてお話をしていただいた結果、健康で豊かな食生活の実践につきまして考えることができました。

アンケート結果でございますが、お手元の資料でございますように、おおむね全項目にわたって満足度が高いといったようなご回答をいただいております。

ただ、改善点といたしましては、意識調査結果の説明、これは指導課のほうから説明を

させていただいたわけですが、そのときに手元の資料としてグラフの配布が欲しかった。あるいはパワーポイントで映し出した数字が少し小さかったとか、講演会の形としては、パネルディスカッションの形式で行ったらどうかといったような大変に建設的なご意見をいただいております。こういったことをぜひ参考にさせていただいて、次年度の町田市教育委員会の実践に生かしていきたいと思っております。

以上です。

**○生涯学習課文化財担当課長** 自由民権資料館で開催いたしました企画展「細野喜代四郎と繁荘」についてご報告させていただきます。

10月10日から11月29日まで44日間と、例年より1週間ほど長い期間で開催いたしまして、期間中の入館者数は1102人でした。来年度4月に常設展をリニューアルする関係で、本年度の企画展につきましては、今回のもののみとなっております。1日当たりの入館者数は、資料にございますが、平均25人ほどで、ここ近年の企画展では、平均が15人から20人弱となっておりますので、若干ではありますが、増加いたしました。

10月25日にはギャラリートークを実施いたしまして、7の方が参加されました。また、講演会につきましては2回開催いたしまして、11月1日の第1回には53名、11月15日の第2回には36名の方に参加いただきました。

以上でございます。

**○図書館長** 市民センターにおける返却資料受け取りサービスの開始についてご報告いたします。

図書館では来年度、2010年度から図書館サービス圏域から外れた地域にある市民センター等を中心にして、予約資料の受け渡しサービスを実施する予定であります。それに先立ちまして、来年1月18日から、予約受け取りではなくて、図書館で通常借りている資料の返却資料の受け取りサービスを先立って実施をしたいということでございます。

目的ですが、図書館が近くにはない利用者に対して、忠生市民センター、小山市民センターで図書館貸し出し資料の返却を受け付けることにより、利用者の利便性の向上を図ることを目的にしております。

開始につきましては、2010年1月18日、月曜日から実施をいたします。返却ができる場所は、当面、忠生市民センターと小山市民センター、返却資料の受付時間は、市民センターの開庁日、8時半から午後5時までということでございます。受付資料については、視聴覚資料、新刊雑誌、借用資料を除く図書館資料ということになります。

回収のための搬送方法ですが、これにつきましては、1月18日から3月31日までの期間については、本庁の管財課の車両担当のほうで、支所便を使って回収をしていただくということで計画をしております。4月以降については、図書館の巡回車でそれを行うということでございます。本庁から忠生市民センター、小山市民センターを経由して、それぞれの返却資料を支所便が回収をし、最後に堺図書館にそれを運んで、堺図書館でコンピュータの返却処理をするということでございます。搬送日につきましては、月曜日から金曜日、土日は除きまして、その午前中を予定しております。

このサービスにつきましてはのPRは、昨日、12月17日に記者発表いたしまして、1月11日の広報、あるいはホームページでその周知を図ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

○委員長 以上、報告事項5点ございました。

一括して何か質問その他ありますか。

○岡田委員 自由民権資料館の講演会ですが、11月1日には井関さんが行っていらして、先月ご報告いただきましたが、第2回のほうに行ってまいりました。

早稲田大学大学史資料センターの真辺先生のお話を伺いながら、講演の内容としては、100年前の学生たちも、私が通っていたころの学生たちも、その学生気質においては一脈通じるものがあるな、酔っぱらってあぜ道を歩くなんというのは変わってないなと思いながら聞いていました。そこに参加していらっしゃる方たちが大変熱心で、物すごくよく勉強されているのです。それが質問として出てきたときに、そんなことを知っていた上での質問が出るんだなというふうに驚きました。

自由民権資料館というのは、入館者数はそれほど多くないですが、本当にああやって熱心に研究されている方がいらっしゃるということで、こういった人数に左右されずに、ぜひ活動を、興味深いものを続けていただきたいと思いました。

○委員長 励ましの発言だと思いますので、ぜひご検討ください。

ほかにもございますか。

図書館長、返却の件は、ほかにも市民センターはあるのですけれども、そこに広げていくという予定はあるのですか。

○図書館長 当面考えておりますのは、今回の返却場所については、忠生市民センターと小山市民センターだけでございますけれども、来年度、予約資料の受け取りサービスにつきましては、もう1カ所、南町田に12月1日にオープンしました駅前連絡所を考えており

ます。当面は、冒頭に申しあげましたように、図書館サービスの圏域から外れているところということで、まずスタートしたいと思います。

と申しますのは、今は物流が非常に満杯の状態でございますので、来年の4月以降、民間委託ということを検討して今進めておりますが、それでも市内のあらゆるセンターを一気にというのはなかなか難しいものですから、当面は来年度その3施設というふうに考えております。ただし、実施をしていくと、ほかのセンター等の近隣の利用者からも当然声が上がってくるだろうと思っておりますけれども、またそういう声を背景にして、いろいろ運用しながら、少し長いスパンでとらえていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 この返却というのは、あくまで物理的な返却で、そこでコンピュータ処理をされるということではないのですね。

○図書館長 そういうことでございます。

○委員長 わかりました。

ほかにありませんね。では、以上で報告事項を終了いたします。

休憩いたします。

議案第52号から第55号に関係の方、お残りを願いたいと思います。

午前11時27分休憩

---

午前11時29分再開

○委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上をもちまして町田市教育委員会第9回定例会を閉会いたします。

午前11時39分閉会